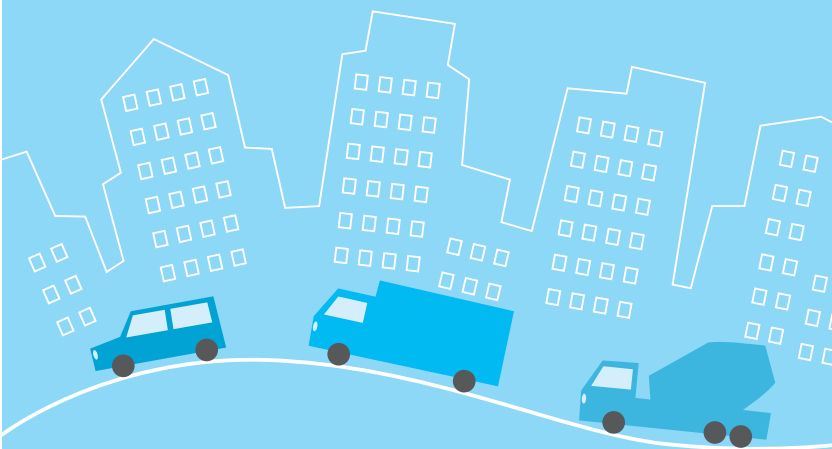


ご契約にあたって



自動車の保険について

自動車に関する保険は法律で加入が義務付けられている強制保険（自動車損害賠償責任保険。以下「自賠責保険」といいます。）と任意にご加入いただく任意保険（自動車保険）の大きく2種類に分かれています。

自動車の保険

強制保険

法律で加入が義務付けられています。

任意保険

任意にご加入いただく保険です。

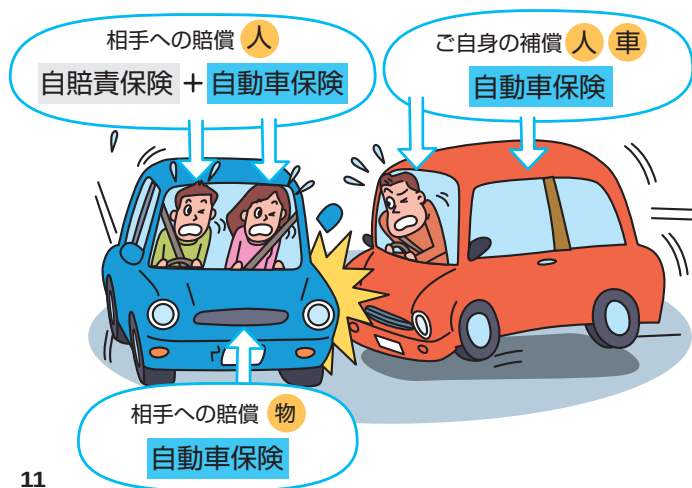
自賠責保険

自賠責保険は、自動車事故の被害者救済が目的の保険であり、補償される範囲は対人事故の賠償損害のみになります。

補償額は、被害にあわれた方1人につき、それぞれ死亡の場合は最高で3,000万円、後遺障害の場合は最高で4,000万円、傷害の場合は最高で120万円となります。

自動車保険

自動車保険は、対人事故の賠償損害につき、自賠責保険だけでは足りない部分を上乗せで補償します。対物事故の賠償損害や自動車を運転する人のけが、お車自体の損害などは、自賠責保険では補償されず自動車保険で補償されます。



SUP

SUP（自動車総合保険）は個人のお客さまも法人のお客さまも、ノンフリート契約・フリート契約（※）の別にかかわらずご加入いただける総合型の自動車保険です。

●ご契約の対象となる自動車

すべての用途車種の自動車

●特徴

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害補償保険、車両保険などの補償はお客さまのご希望により補償の有無を選択することができます。

（注1）対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、車両保険の全ての補償を無しとすることはできません。

（注2）人身傷害補償保険は対人賠償責任保険とセットでご契約いただきます。

ONE-Step（個人用自動車総合保険）

ドライバー保険



ご注意

※自動車保険では、自動車保険をご契約されている「所有・使用自動車」が9台以下のご契約者の場合は「ノンフリート契約」、10台以上のご契約者の場合は「フリート契約」としてご契約いただきます。ノンフリート契約の場合、自動車1台ごとに過去の保険事故歴に応じて設定された等級により保険料の割引・割増が適用されます。フリート契約の場合、主に自動車保険をご契約の「所有・使用自動車」の台数および契約全体での損害率によってご契約者ごとの割引・割増が適用されます。

なお、フリート契約の場合、当社ではSUPでのご契約となります。

約款について

1 約款とは

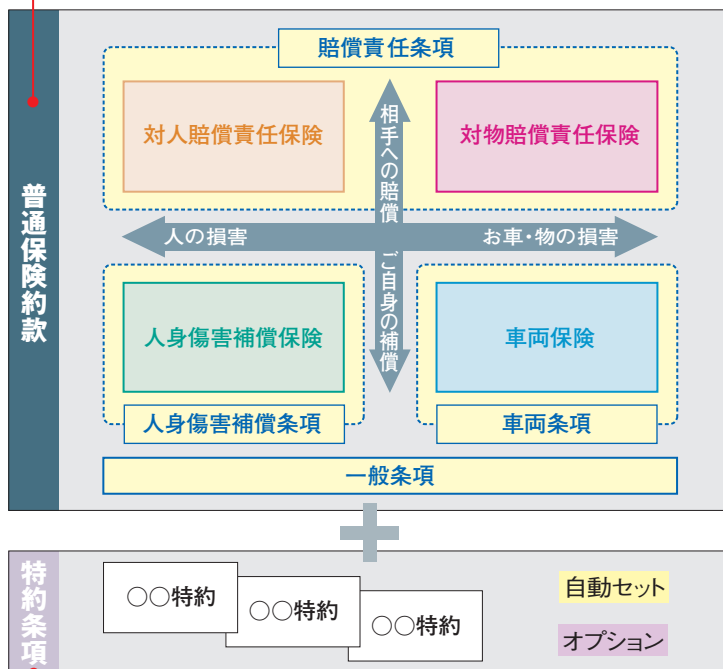
お客さまと保険会社のそれぞれの権利・義務など保険契約の内容を詳細に定めたもので、「普通保険約款」と「特約条項」から構成されています。

● 普通保険約款は、次の①②から構成されています。

① 基本的な補償内容を定めた **賠償責任条項(対人・対物)**

人身傷害補償条項 **車両条項**

② 保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応などに関する権利・義務を定めた **一般条項**



● 特約条項は、普通保険約款に定められた基本的な補償内容や契約条件を補充・変更・削除・追加するもので次の2種類があります。

- ① 自動付帯特約 **自動セット**：ご契約の内容により自動的にセットされる特約
- ② 任意付帯特約 **オプション**：任意でご加入いただく特約

普通保険約款

詳細は54ページ以降をご確認ください。

1. 基本的な補償内容を定めた条項

第1章 賠償責任条項 (対人・対物)	ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害したり、他人の車や物を壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。ただし、対人賠償責任保険については自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分にかぎりま す。 ・ 対人賠償責任保険 ・ 対物賠償責任保険 に区分されます。
第2章 人身傷害補償 条項	自動車の運行に起因する事故などにより、被保険者が身体に傷害を被ることによって、被保険者などが被る損害に対して保険金をお支払いします。
第3章 車両条項	事故などによるご契約のお車の損害に対して保険金をお支払いします。

【主な記載内容】

- ・ 保険金をお支払いする場合
- ・ 保険金をお支払いできない場合
- ・ 被保険者(補償の対象となられる方)
- ・ お支払いする保険金の計算方法 など

2. 保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応などに関する 権利・義務を定めた条項

第4章 一般条項	保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応に関して、お客さまの権利・義務や当社の権利・義務などを定めた条項で、上記の補償内容を定めた各条項に共通して適用されます。
---------------------	--

【主な記載内容】

- ・ 告知義務(保険契約締結時に告知いただくべき事実と、義務違反のあった場合の取扱い)
- ・ 通知義務(保険期間中に通知いただくべき事実と、事実が発生した場合の補償の取扱い)
- ・ ご契約のお車を譲渡した場合や他のお車に買い替えられた場合などの取扱い
- ・ 当社から保険契約を解除させていただくケースと解除した場合の契約の効力
- ・ 当社が保険料を追加請求させていただく場合、返還させていただく場合の取扱い
- ・ 事故が発生した場合のお客さまの義務と義務違反があった場合の取扱い
- ・ 当社の保険金支払義務
- ・ 保険金請求権の時効 など

特約条項

詳細は113ページ以降をご確認ください。

なお、概要は「SUPの補償内容 **2** 主な特約の概要」(25ページ)をご確認ください。

2 約款をご覧いただく上での注意事項

1. 約款に記載の番号の読み方など

約款に記載の番号は、次のように読みます。

〈例〉①…第1項 ②…第2項 ③…第3項

(1)…第1号 (2)…第2号 (3)…第3号

約款の文中で引用する場合は「第1項」「第1号」と記載しています。

The diagram illustrates the structure of the insurance policy document. It shows a table of contents on the right with the following entries:

概要
第1条 (当会社の支払責任)
① 当会社は、次の各号のいずれかの事由によって保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）に生じた損害に対して、この車両条項および一般条項に従い、被保険自動車の所有者（以下「被保険者」といいます。）に保険金を支払います。
(1) 被保険自動車の盗難
(2) 前号以外の、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、こう水、高潮その他偶然な事故。ただし、被保険自動車の所在が確認できない事故であって、かつ、その原因が明らかでない事故を除きます。
② 前項の被保険自動車には、次の各号に規定する物（以下「付属品」といいます。）を含みます。
(1) 被保険自動車に定着（ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下同様とします。）されている物
(2) 前号以外の物で、車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されている自動車用電子式航法装置、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器その他これらに準ずる物
(3) 前号以外の物で、被保険自動車に装備（自

On the left side of the diagram, three labels with arrows point to the corresponding parts of the document:

- 第1条 (Article 1) points to the first article.
- 第1項 (Item 1) points to the first item within the article.
- 第1号 (Sub-item 1) points to the first sub-item within the item.

2. 約款に記載の番号の表記方法とその意味

約款に記載の下記表現は、次のことを意味します。

〈例〉前条・前項・前号 ⇒ 一つ前の条・項・号

次条・次項・次号 ⇒ 一つ後の条・項・号

次の各号 ⇒ 同じ項の中のすべての号

3 用語のご説明

1. 保険契約上の権利・義務に関わる人についての用語

用 語	解 説
契約者	ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のいろいろな権利・義務を持たれる方で、保険証券などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。
被保険者	保険契約の補償の対象になる方をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
所有者（車両所有者）	お車を所有されている方で、保険証券などの車両所有者欄に記載されている方をいいます。 また、車両所有者は、原則として自動車検査証などの所有者欄に記載されている方となります。
保険金請求権者	当社に保険金の支払いを請求することができる方のことをいいます。

2. 保険契約上の主な専門用語

用 語	解 説
告知義務	ご契約時に、当社に保険申込書の記載事項について知っている事実を告げ、また、正しい事実を告げなければならないという、ご契約者・記名被保険者などの義務のことをいいます。
通知義務	ご契約後や保険期間の中途にご契約の内容に変更が生じた場合、その事実・変更内容を書面で当社に伝え、その承認を受けなければならないという、ご契約者・被保険者などの義務のことをいいます。
解除	当社からの意思表示によって、ご契約の効力を解除時点から将来に向かって失わせることをいいます。なお、ご契約者からの意思表示による解除のことを解約ということがあります。
無効	ご契約いただいた内容のすべての効力がご契約当初から無かったことになることをいいます。
保険料	ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく掛け金のことをいいます。
保険金	自動車事故により損害が生じた場合などに、当社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車のことをいいます。
保険価額	その損害が生じた地および時における被保険自動車の価額（被保険自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額）のことをいいます。
協定保険価額	ご契約者または車両保険の被保険者と当社が協定したご契約のお車の価額をいいます。保険契約締結時におけるご契約のお車の市場販売価格相当額により定めます。
保険金額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）のことをいいます。
新車価格相当額	保険契約締結時における、ご契約のお車の新車での市場販売価格相当額のことをいいます。

用 語	解 説
市場販売価格相当額	ご契約のお車と同一車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または年式で同一損耗度の自動車を自動車販売店などがお客さまに販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます。税金、保険料、登録などにともなう費用などは市場販売価格には含まれません。ただし消費税は市場販売価格に含まれます。
未経過期間	ある時点からご契約期間の末日までの残りの期間のことをいいます。
既経過期間	ご契約期間の初日からある時点までの既に経過した期間のことをいいます。
担保・不担保	担保とは補償すること、不担保は補償対象外のことをいいます。
免責	保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事柄が生じたとき（たとえば、保険契約者などの故意、戦争、地震、噴火、津波などによる事故などによる損害）は例外としてその義務を免れることをいいます。
免責金額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事故が生じた場合の、被保険者の自己負担額のことをいいます。

3.保険契約上の用法として特にご注意いただきたい用語

用 語	解 説
同居	・同一家屋に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。 ・同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位とします。ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取り扱います。 【別居として取り扱う例】 ・マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合（賃貸・区分所有の別を問いません。） ・同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合（生計の異同を問いません。） ・単身赴任の場合 ・就学のために下宿している子（住民票記載の有無は問いません。）
親族	記名被保険者の6親等以内の血族、配偶者および3親等以内の姻族のことをいいます。
未婚の子	これまでに一度も結婚をしたことがない子をいいます。
用途・車種	用途とは、自家用、営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分を意味し、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車、小型ダンプカー、バスなどの自動車の種類の区分を意味します。 なお、用途・車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき当社が定める区分によるものとなります。 ※自動車検査証などの記載内容と同一であるとは限りません。 ※このしおりで、自家用8車種とは以下の用途・車種をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車 ⑥自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑦自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑧特種用途自動車（キャンピング車）

用 語	解 説
配偶者	原則として内縁を含みます。 ※内縁とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻の意思をもち、社会的に事実上の夫婦共同体として婚姻状態にある関係をいいます。

4.その他の用語

用 語	解 説
付属品	自動車の付属品とは、自動車に定着（ボルト、ナット、ねじなどで固定されており、工具などを使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。）または装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。）されているものをいいます。 なお、車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器などは、固定の方法がボルトなど以外であっても付属品として取り扱います。 【付属品としてお取り扱いするもの】（例） ・自動車に定着されているステレオ・カーナビゲーションシステムなど ・自動車に装備されているスペアタイヤ（1本）、標準工具など ・法令等により自動車に定着または装備されている消火器、座席ベルトなど ・オイル類のうち、潤滑油、バッテリーの電解液など 【付属品とならないもの】（例） ※自動車に定着または装備されたものであっても車両保険の対象となりません。 ・燃料／ガソリン、軽油、プロパンガス（LPG）など ・法令などにより自動車に定着または装備することを禁止されているもの、エアスポイラー（法令に違反するもの）、オーバーフェンダー（標準装備のものおよび陸運支局の許可を得たものを除きます。） ・通常装飾品とみなされるもの マスコット類、クッション、花ビン、膝掛など ・その他の自動車用品／洗車用品、ボディーカバーなど
急激かつ偶然な外来の事故による傷害	突発的な予知されない出来事による傷害をいい、疾病は除外されます。ご契約のお車が他の自動車や電柱に衝突した場合、崖から転落した場合などの通常の自動車事故による傷害はこれにあたります。
法令により定められた運転資格を持たない場合	たとえば、次のいずれかに該当する方が自動車を運転されている状態をいいます。 ・道路交通法など法令に定められた運転免許を持たない方 ・運転免許効力の一時停止処分を受けている方 ・運転免許によって運転できる自動車の種類に違反している方 （注）免許証記載事項の変更届出中、紛失などによる再交付申請中または免許証不携帯中の方は、運転免許を持たない場合には該当しません。
競技、曲技もしくは試験のために使用すること 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用すること	競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレースなどをいい、これらのレースに出場するための練習も含まれます。 曲技とは、サーカス、スタントカーなどをいい、これらのための練習も含まれます。 試験とは、自動車メーカーなどが行う自動車の性能テストなどをいいます。 また、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所（サーキットコース、テストコースなど）での走行会なども含まれます。

SUPの補償内容

1 基本的な補償内容（普通保険約款）

相手への賠償

人	お車・物
人	お車・物

対人賠償責任保険

1-1 54ページ



補償の概要

ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分にかぎります。

被害者1名につき※損害賠償額を保険金額を限度としてお支払いします。

※「1名につき」とは、お支払い対象者（被害者）それぞれに対する保険金額であることを意味します。

事故の相手（被害者）が死亡または3日以上入院した場合は、保険金に加えて右記の金額を臨時費用保険金としてお支払いします。

- 死亡の場合・・・15万円
- 3日以上入院の場合・・・3万円

（注1）被害者1名についての最低保険金額は1,000万円とします。1,000万円を超える場合、2億円までは1,000万円の整数倍の金額で定め、2億円超は無制限とします。

（注2）被保険者が負担する損害賠償額は、被害者の損害額および過失割合に従って決まります。

補償の対象となる方

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (5) 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の方。ただし、モータービジネス業者（自動車修理業者など）の方が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
- (6) 記名被保険者の使用者。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。

お支払いできない主な場合については35ページをご確認ください。

人	相手への賠償 お車・物
人	お車・物

対物賠償責任保険

1-1 54ページ



補償の概要

ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人の車や物を壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。

1事故につき※損害賠償額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額を保険金額を限度としてお支払いします。

※「1事故につき」とは、事故1回ごとそれぞれに対する保険金額であることを意味します。

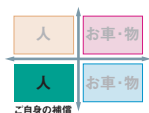
（注1）1事故について最低保険金額は20万円とします。20万円を超える場合、1億円までは10万円の整数倍の金額で定め、1億円超は無制限とします。ただし、ご契約の内容によっては無制限と設定できない場合があります。

（注2）被保険者が負担する損害賠償額は、被害者の損害額および過失割合に従って決まります。

補償の対象となる方

- （1）記名被保険者
- （2）記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
- （3）記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- （4）記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- （5）記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の方。ただし、モータービジネス業者（自動車修理業者など）の方が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
- （6）記名被保険者の使用者。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。

お支払いできない主な場合については35ページをご確認ください。



人身傷害補償保険

1-2 63ページ



補償の概要

自動車の運行に起因する事故などにより、被保険者が身体に傷害を被ることによって、被保険者などが被る損害に対して保険金をお支払いします。

(注1) 損害額(治療費・休業損害・精神的損害など)は、約款に定められた基準に従い当社で算出します。

(注2) 1名についての最低保険金額は3,000万円とします。3,000万円を超える場合、2億円までは1,000万円の整数倍の金額で定め、2億円超は無制限とします。ご契約のお車がバスの場合は、別途1事故についての保険金額を設定します。

補償範囲

	ご契約のお車に 搭乗されている方	お客さまご自身およびご家族の方	
	ご契約のお車搭乗中の 事故への補償 	他のお車※1搭乗中の 事故への補償 	歩行中の 自動車事故への補償 
ご加入方法			
搭乗中 および車外 危険担保	○	○	○
搭乗中 のみ担保	○	×	×※2

※1 「他のお車」には、記名被保険者、配偶者、これらの方の同居の親族が所有または主に使用する自動車は含まれません。また、ご契約のお車の用途車種に応じて、次の自動車も含まれません。

ご契約のお車	他のお車に含まれない自動車
二輪自動車	原動機付自転車
原動機付自転車	二輪自動車
上記以外	原動機付自転車・二輪自動車

※2 車両所有者がご契約のお車にひかれた場合など一部補償されます。

人身被保険自動車搭乗中のみ特約 [4-1](#) (121ページ) が付帯されている場合は、ご契約のお車に搭乗中の事故に限定して補償します。なお、記名被保険者が法人の場合、自動セットされます。

補償の対象となる方

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (5) 上記以外の方で、被保険自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の方
- (6) 上記に定める方のほか、次のいずれかに該当する方。ただし、これらの方が被保険自動車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの方に生じた損害について自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合にかぎります。

- ① 被保険自動車の保有者
- ② 被保険自動車の運転者

（注1）モータービジネス業者（自動車修理業者など）の方が被保険自動車を業務として受託している場合は、これらの方は被保険者に含みません。

（注2）極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車または他の自動車に搭乗している方は被保険者に含みません。

（注3）人身被保険自動車搭乗中のみ特約が付帯されている場合は、（1）～（5）の方についてご契約のお車搭乗中の事故に限定して補償します。

お支払いする保険金

人身傷害事故によるさまざまな出費を補償します。

■ お支払いの対象となる損害例



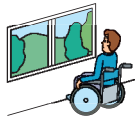
治療費などの
実費



入院に伴う諸費用
通院にかかる
交通費



逸失利益



精神的損害



将来の
介護料

入院・通院 されたとき	治療費 などの実費	+	休業損害 働けない間の収入	+	精神的損害	など
後遺障害を 被られたとき	治療費 などの実費	+	逸失利益 労働能力を喪失した ことによって失った 将来の収入	+	精神的損害	将来の 介護料 など
お亡くなりになられたとき	治療費 などの実費	+	逸失利益 お亡くなりになられた ことによって失った 将来の収入	+	精神的損害	葬儀費用 など

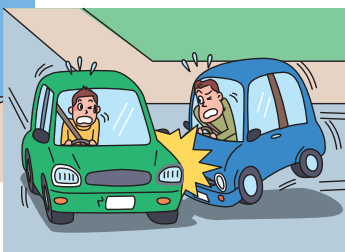
ご注意 これらの損害額は、約款に定められた基準に従い当社で算出します。

お支払いできない主な場合については36ページをご確認ください。

【ご契約のお車と物の衝突】 (単独事故)



【ご契約のお車と車同士の衝突】 (車対車事故)



補償の概要

事故などによるご契約のお車の損害に対して保険金をお支払いします。

一般条件	ご契約のお車が盗難または衝突・接触・火災・爆発・台風・洪水などの偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。
車対車+A	ご契約のお車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転手または所有者が確認された場合および火災・爆発・盗難・台風・洪水などによって損害を被った場合にかぎり保険金をお支払いします。

(注) 上記以外のご加入方法については、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

補償範囲

ご加入方法	他車との衝突	盗難事故	火災・台風など	単独事故	あて逃げ
一般条件	○	○※2	○	○	○
車対車+A	○※1	○※2	○	×	×

※1 相手自動車とその運転手または所有者が確認された場合にかぎり補償されます。

※2 被保険自動車に関する盗難不担保特約 [5-13](#) (166ページ) が付帯されている場合は補償されません。

なお、ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、自動セットされます。

補償の対象となる方

被保険自動車の所有者

お支払いする保険金

■車両価額協定特約を付帯している場合

ケース	お支払いする保険金（注）
全損の場合 （修理できない場合、または 修理費が協定保険価額 以上となる場合）	ご契約時にお決めいただいた協定保険価額※（お車の時価額）をお支払いします。また臨時費用保険金として、協定保険価額の10%（20万円限度）をお支払いします。
分損の場合 （全損以外の場合）	損害額から免責金額（自己負担額）を差し引いた金額を保険金額を限度にお支払いします。

※協定保険価額は、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに従い、ご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月の自動車の市場販売価格相当額により、5万円の整数倍の金額でお決めいただきます。

■車両価額協定特約を付帯していない場合

ケース	お支払いする保険金（注）
全損の場合 （修理できない場合、または 修理費が事故時の時価額 以上となる場合）	保険金額※を限度としてその時の時価額でお支払いします。
分損の場合 （全損以外の場合）	損害額から免責金額（自己負担額）を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険金額が事故時の時価額よりも低い場合には、損害額から免責金額（自己負担額）を差し引いた金額に、保険金額の時価額に対する割合を乗じた額をお支払いします。

※保険金額は、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに掲載の市場販売価格相当額を参考にして、5万円の整数倍の金額（原動機付自転車および農耕作業用自動車は、1万円の整数倍の金額）でお決めいただきます。

（注）このほか、被保険自動車が走行不能となった場合に要する応急処置費用、運搬費用および引き取り費用を、保険金額とは別枠でお支払いします。ただし、上記保険金を支払うべき場合にかぎるものとし、1回の事故につき、15万円または保険金額の10%のいずれか高い額を限度とします。

お支払いできない主な場合については36ページをご確認ください。

2 主な特約の概要

主な特約の概要を掲載しています。補償内容などの詳細は113ページ以降をご確認ください。

種類	特約名称(略称) ⇒正式名称	特約の付帯方法
相手への賠償に関わる特約	対物全損時修理差額費用特約 ⇒対物全損時修理差額費用担保特約	オプション
	レンタカーの対物賠償保険に関する特約 ⇒レンタカーの対物賠償保険に関する特約	自動セット レンタカーで対物賠償責任保険を付帯したご契約に自動セットされます。
自身・搭乗者などの補償に関わる特約	人身被保険自動車搭乗中のみ特約 ⇒人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ担保特約	オプション 記名被保険者が法人であるご契約には自動セットされます。
	バスの人身傷害補償保険金支払特約 ⇒バスの人身傷害補償保険金支払に関する特約	自動セット 自家用バスまたは営業用バスで人身傷害補償保険を付帯したご契約に自動セットされます。
	搭乗者傷害特約(部位・症状別定額払) ⇒搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金部位・症状別定額払)	オプション
	搭乗者傷害特約(日額払) ⇒搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金日額払)	オプション
	搭乗者傷害特約(医療保険金なし) ⇒搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金なし)	オプション
	部位・症状別定額払医療保険金倍額特約 ⇒部位・症状別定額払医療保険金倍額特約	オプション
	バスの搭乗者傷害保険金支払特約 ⇒バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約	自動セット 自家用バスまたは営業用バスで搭乗者傷害保険を付帯したご契約に自動セットされます。

自動セット：ご契約の内容により自動的にセットされる特約

オプション：任意でご加入いただく特約

概 要	約款番号 ページ
対物事故で相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額を負担した場合、被保険者が実際に負担した差額を保険金としてお支払いする特約です。ただし、修理費と時価額の差額部分に被保険者の過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。	3-3 117ページ
レンタカーの借受人が記名被保険者（レンタカー事業者）の所有する財物などを壊した場合に負担する賠償責任について、対物賠償責任保険で補償する特約です。	3-4 119ページ
人身傷害補償保険の支払対象となる事故をご契約のお車に搭乗中の事故に限定する特約です。	4-1 121ページ
人身傷害補償保険でお支払いする保険金の1事故限度額を定める特約です。	4-2 121ページ
ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被った場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。 医療保険金のうち治療給付金は、医師の治療を受けた場合に1回の事故につき1万円をお支払いします。医療保険金のうち入通院給付金は、入通院日数が5日以上となった場合に、傷害の部位と症状別にあらかじめ定めた金額をお支払いします。	4-3 122ページ
ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被った場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。 医療保険金はあらかじめ定めた入院日額・通院日額をお支払いします。なお、医療保険金は、平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった日の翌日以降の治療日数に対してはお支払いできません。	4-4 127ページ
ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被った場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金をお支払いする特約です。	4-5 131ページ
搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）の医療保険金（入通院給付金・治療給付金）を倍額にしてお支払いする特約です。	4-6 135ページ
搭乗者傷害保険でお支払いする保険金の1事故限度額を定める特約です。	4-7 135ページ

種類	特約名称(略称) ⇒正式名称	特約の付帯方法
イ 自身・搭乗者などの補償に関わる特約	無保険車傷害特約 ⇒無保険車傷害危険担保特約	自動セット 対人賠償責任保険を付帯したご契約に自動セットされます。ただし、記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は付帯しないことができます。
	自損事故傷害特約 ⇒自損事故傷害危険担保特約	自動セット 対人賠償責任保険を付帯したご契約に自動セットされます。ただし、人身傷害補償保険が付帯されている場合を除きます。また、記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は付帯しないことができます。
ロ 自身のお車の補償に関わる特約	車両価額協定特約 ⇒車両価額協定保険特約	自動セット 自家用8車種で車両保険を付帯したご契約に自動セットされます。なお、二輪自動車や原動機付自転車などを除く自家用8車種以外のご契約にはオプション付帯が可能です。
	車両新価特約 ⇒車両新価保険特約	オプション
	車両全損修理時特約 ⇒車両全損修理時の保険金額に関する特約	オプション
	車対車自己負担なし特約 ⇒車両保険の免責金額に関する特約	オプション
	リースカーの車両費用保険特約 ⇒リースカーの車両費用保険特約	オプション

自動セット：ご契約の内容により自動的にセットされる特約

オプション：任意でご加入いただく特約

概 要	約款番号 ページ
自動車事故で死亡したり、後遺障害を被った場合で、相手自動車が無保険車などで、十分な賠償が受けられないときに保険金をお支払いする特約です。(歩行中のご本人・ご家族も補償します。)	4-9 137ページ
自損事故(電柱との衝突など)で、ご契約のお車の保有者、運転者、搭乗者が死傷し、自賠責保険などで保険金が支払われない場合に保険金をお支払いする特約です。	4-10 144ページ
ご契約のお車のご契約時における市場販売価格相当額を車両保険金額として定めることで、事故時の時価額にかかわらず、車両保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。また、全損の場合は、保険金額の10%の額(20万円限度)を臨時費用保険金としてお支払いします。	5-1 149ページ
ご契約のお車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合で、お車を再取得されたときに、所定の金額を限度に再取得費用に再取得時諸費用保険金を加えてお支払いする特約です。 (注1)盗難による損害はこの特約の対象外です。 (注2)リースカーにはこの特約は付帯できません。	5-3 152ページ
ご契約のお車が全損になり、実際に修理された場合は、協定保険価額に50万円を加えた額を限度として保険金(修理費)をお支払いする特約です。	5-4 156ページ
相手自動車との衝突・接触事故(相手自動車の確認が条件となります。)により車両保険の保険金をお支払いする場合に、免責金額が5万円のときは免責金額を差し引かないこととする特約です。	5-5 156ページ
ご契約のリースカーに生じた盗難や偶然な事故によって、リースカーの借主が被る損害(修理費やリース契約中途解約費用)に対して保険金をお支払いする特約です。 【一般条件】 ご契約のお車が盗難または衝突・接触・火災・爆発・台風・洪水などの偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。 【車対車+A】 ご契約のお車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合および火災・爆発・盗難・台風・洪水などによって損害を被った場合にかぎり保険金をお支払いします。	5-6 157ページ

種類	特約名称(略称) ⇒正式名称	特約の付帯方法
ご自身のお車の補償に関わる特約	車対車衝突危険限定特約 ⇒車対車衝突危険限定担保特約	オプション
	車両危険限定特約(A) ⇒車両危険限定担保特約(A)	オプション
	被保険自動車に関する盗難不担保特約 ⇒被保険自動車に関する盗難危険不担保特約	オプション 二輪自動車および原動機付自転車で車両保険(リースカーの車両費用保険特約を含みます。)を付帯したご契約には自動セットされます。
	車両保険の適用範囲に関する特約 ⇒車両保険の適用範囲に関する特約	自動セット 精密機械を装着した特種用途自動車、工作用自動車、農耕作業の用に供する自動車、消防自動車およびホースを付属する自動車で車両保険(リースカーの車両費用保険特約を含みます。)を付帯したご契約に自動セットされます。
	事故時代車費用特約 ⇒事故時代車費用担保特約	オプション
	宿泊・移動費用特約 ⇒事故時宿泊・移動費用担保特約	自動セット 自家用8車種で車両保険(リースカーの車両費用保険特約を含みます。)を付帯したご契約に自動セットされます。ただし、レンタカーもしくは教習用自動車の場合またはフリート契約の場合などは除きます。
	休車費用特約 ⇒事故時休車費用担保特約	オプション

自動セット : ご契約の内容により自動的にセットされる特約

オプション : 任意でご加入いただく特約

概 要	約款番号 ページ
車両保険の支払対象となる事故を、ご契約のお車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合の事故に限定する特約です。	5-9 163ページ
車両保険の支払対象となる事故を、火災・爆発・盗難・台風・洪水などの特約に定められた事故に限定する特約です。	5-10 164ページ
盗難によって生じた損害である場合には保険金をお支払いしない特約です。 (注1) 車両保険を付帯した二輪自動車および原動機付自転車には自動的に付帯されます。 (注2) 対人・対物賠償責任保険の保険金はお支払いします。	5-13 166ページ
ご契約のお車の付属品などのうち、特約に記載する物に生じた損害について、その種類により、次のいずれかの取扱いとする特約です。 ①ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合や火災または盗難によって損害が生じた場合にかぎり補償します。 ②補償対象外とします。	5-14 166ページ
事故によりご契約のお車に損害が生じた場合（車両保険の保険金の支払対象となる場合にかぎり）に、修理等でお車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。	5-16 168ページ
ご契約のお車が事故により走行不能となり、かつ、レッカー車などで運搬された場合（車両保険の保険金の支払対象となる場合にかぎり）に負担した所定の宿泊・移動費用をお支払いする特約です。 ●宿泊費用の支払限度額 1事故1被保険者につき 1万円 ●移動費用の支払限度額 1事故1被保険者につき 2万円	5-17 170ページ
事故によりご契約のお車を修理するために入庫する場合や代替自動車を取得する場合（車両保険金が支払われる場合にかぎり）など、ご契約のお車を使用できない期間の休車損害に対して定額で保険金をお支払いする特約です。 (注) 保険金の支払対象日数は、実修理期間ではなく、修理工賃額をベースとした本特約に定める日数となります。	5-18 172ページ

種類	特約名称(略称) ⇒正式名称	特約の付帯方法
その他の補償などに関わる特約	等級プロテクト特約 ⇒等級プロテクト特約	オプション
	他車運転特約 ⇒他車運転危険担保特約	自動セット 自家用8車種で賠償責任保険を付帯したご契約に自動セットされます。ただし、記名被保険者が個人の場合(個人被保険者を設定している場合を含みます。)にかぎります。
	他車運転特約(二輪・原付) ⇒他車運転危険担保特約(二輪自動車・原動機付自転車)	オプション
	臨時代替自動車特約 ⇒臨時代替自動車担保特約	自動セット 記名被保険者が法人のご契約または自家用8車種、二輪自動車および原動機付自転車以外のご契約に自動セットされます。
	ファミリーバイク特約(人身) ⇒ファミリーバイク特約(人身傷害担保)	オプション
	ファミリーバイク特約(自損) ⇒ファミリーバイク特約(自損傷害担保)	オプション
	車両積載動産特約 ⇒車両積載動産担保特約	オプション
	弁護士費用特約 ⇒弁護士費用等担保特約	オプション
	個人賠償責任特約 ⇒個人賠償責任危険担保特約	オプション

自動セット : ご契約の内容により自動的にセットされる特約

オプション : 任意でご加入いただく特約

概 要	約款番号 ページ
ご契約期間中の1回目の等級ダウンの対象となる事故については等級すえおき事故として取り扱う特約です。事故が1回であれば当社と締結する継続後のご契約にも同じ等級が適用されます。	6-1 175ページ
借用中のお車を運転中に対人・対物賠償事故などを起こされた場合に、ご契約のお車の契約内容に従い、優先して保険金をお支払いする特約です。(一定の条件を満たせば車両損害も補償されます。) (注)「借用中のお車」には、以下のお車は含まれません。 ●記名被保険者(個人被保険者を指定している場合は個人被保険者)、その配偶者、これらの方の同居の親族が所有または主に使用のお車 ●自家用8車種以外のお車	6-2 175ページ
借用中の二輪自動車または原動機付自転車を運転中に対人・対物賠償事故などを起こされた場合に、ご契約のお車のご契約内容に従い、優先して保険金をお支払いする特約です。 (注)「借用中の二輪自動車または原動機付自転車」には、以下のお車は含まれません。 ●記名被保険者(個人被保険者を指定している場合は個人被保険者)、その配偶者、これらの方の同居の親族が所有または主に使用のお車 ●二輪自動車および原動機付自転車以外のお車	6-3 178ページ
ご契約のお車の整備・修理・点検中に臨時に借り受けた自動車をご契約のお車とみなして対人・対物賠償責任保険、人身傷害補償保険、搭乗者傷害保険などの保険金をお支払いする特約です。(一定の条件を満たせば車両損害も補償されます。) (注)「臨時に借り受けた自動車」には、ご契約のお車の所有者、記名被保険者または記名被保険者の役員・使用人が所有する自動車は含まれません。	6-4 180ページ
記名被保険者とそのご家族が125cc以下のバイクを運転中などの事故を補償する特約です。 (注1)対人・対物賠償事故、人身傷害事故のみ補償されます。 (注2)運転者限定特約および運転者年齢条件特約は適用されません。	6-5 183ページ
記名被保険者とそのご家族が125cc以下のバイクを運転中などの事故を補償する特約です。 (注1)対人・対物賠償事故、自損傷害事故のみ補償されます。 (注2)運転者限定特約および運転者年齢条件特約は適用されません。	6-6 185ページ
盗難や偶然な事故などによりご契約のお車に損害が生じ、その事故などによってお車に積載中の動産に生じた損害に対して保険金をお支払いする特約です。 盗難の場合は、ご契約のお車の盗難と同時に発生した盗難にかぎり補償の対象となります。 【保険金額】 1事故につき 30万円	6-7 193ページ
自動車事故などの被害事故に関する損害賠償請求のために必要な弁護士費用や、弁護士等への法律相談費用などを保険金としてお支払いする特約です。 (注)業務に使用する財物(ご契約のお車を除き、ご契約のお車以外のお車を含みます。)の被害は対象外です。	6-8 197ページ
記名被保険者とそのご家族の日常生活における偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。 【保険金額】 無制限 ※示談交渉サービス付	6-9 202ページ

種類	特約名称(略称) ⇒正式名称	特約の付帯方法
その他の補償などに関わる特約	受託貨物賠償責任特約 ⇒受託貨物賠償責任危険担保特約	オプション
	安全運転教育費用特約 ⇒安全運転教育費用担保特約	オプション
	搭乗中の犯罪被害傷害特約 ⇒自動車搭乗中の犯罪被害事故傷害担保特約	オプション
	積載中の売上金盗難特約 ⇒自動車積載中の売上金等盗難危険担保特約	オプション
	個人情報対策費用特約 ⇒個人情報漏えい時対策費用担保特約	オプション
お手続きに関わる特約	被保険自動車の入替自動担保特約 ⇒被保険自動車の入替における自動担保特約	自動セット すべてご契約に自動セットされます。ただし、記名被保険者が法人であるフリート契約の場合は除きます。
	安心更新サポート特約 ⇒安心更新サポート特約	自動セット フリート契約、1～5等級のご契約など、一部対象外となるご契約があります。
	継続うっかり特約 ⇒継続契約の取扱いに関する特約	自動セット 原則として保険期間が1年以上のご契約に自動セットされます。

自動セット：ご契約の内容により自動的にセットされる特約

オプション：任意でご加入いただく特約

概 要	約款番号 ページ
ご契約のお車に積載中の受託貨物が、運送中の自動車事故・火災などの原因で損傷したことにより、運送業者が荷主に対して負担する賠償損害に対して保険金をお支払いする特約です。	6-10 208ページ
ご契約のお車を運転し、対人事故または対物事故を起こした従業員などの安全運転教育費用を企業が負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。	6-11 211ページ
記名被保険者やその従業員などが業務のためにご契約のお車に搭乗中または一時的にお車から離れている間に、犯罪行為によって傷害を被った場合に保険金をお支払いする特約です。	6-12 212ページ
記名被保険者やその従業員などが業務のためにご契約のお車に搭乗中または一時的にお車から離れている間に、売上金などが盗難された場合に被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。	6-13 215ページ
ご契約のお車積載中の財物の盗難により、その財物に記録または記載されていた個人情報漏えいした場合の謝罪広告や謝罪のための物品購入などの費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。	6-14 217ページ
ご契約のお車を手放され、新たにお車（車両入替の対象のお車にかぎります。）を取得されて、入替のお手続きを忘れられた場合に、取得された日の翌日から30日以内にご契約のお車との入替の通知を行い当社が受領した場合にかぎり、その間の事故を補償する特約です。	9-1 268ページ
所定の通知締切日までにご当社またはお客さまのいずれか一方から安心更新サポートを適用しない旨の意思表示がない場合は、一定の条件にもとづき保険契約を更新する特約です。	9-2 269ページ
お客さまの事情によらない理由により継続手続きがなされていない場合など、一定の条件を満たしていれば、ご契約満期日の翌日から30日以内にお手続きいただくことにより、満期日と同一の内容で継続されたものとしてご契約いただける特約です。 (注) 安心更新サポートが優先して適用されます。	9-3 272ページ

3 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる損害に対しては保険金をお支払いできません。詳細は普通保険約款・特約条項の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されていますので、ご確認ください。



相手への賠償

人	お車・物
人	お車・物

対人賠償責任保険・対物賠償責任保険

- ご契約者、被保険者の故意によって生じた損害
- 台風・洪水・高潮・地震・噴火・津波・戦争・外国の武力行使・暴動・核燃料物質などによって生じた損害
- 当社以外の者と約定した加重賠償責任により生じた損害
- 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害
 - ・記名被保険者
 - ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）もしくは子
 - ・被保険者の父母、配偶者または子
 - ・被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）に従事中の使用人
 - ・被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人（ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります）。ただし、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人の場合は補償されます。
- 次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物に損害が生じ、それによって被保険者が被った損害
 - ・記名被保険者
 - ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子
 - ・被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

など



人身傷害補償保険

- 地震・噴火・津波・戦争・外国の武力行使・暴動・核燃料物質などによって生じた損害
- 被保険者の故意などによって生じた損害
- 異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方に生じた損害
- 被保険者が、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
- 無免許運転・酒気を帯びた状態での運転・麻薬などの影響による運転により、その本人に生じた損害
- 被保険者の闘争行為・自殺行為または犯罪行為によって生じた損害（その者の受け取るべき金額部分）
- 保険金を受け取るべき者の故意などによって生じた損害（その者の受け取るべき金額部分）
- 他の自動車に競技・曲技・試験のために搭乗中に生じた損害

など



車両保険

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方などの故意によって生じた損害
- 無免許運転・酒気を帯びた状態での運転・麻薬などの影響による運転により生じた損害
- 地震・噴火・津波・戦争・外国の武力行使・暴動・核燃料物質などによって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 故障損害
- 差押さえなど国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ご契約のお車に存在する欠陥・摩滅・腐し・さび・その他の自然消耗
- タイヤの火災・盗難を除く単独損害およびご契約のお車に定着されていない付属品の火災を除く単独損害
- 法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害

など

【補償される運転者の範囲】

■年齢条件

運転者年齢条件特約を付帯している場合、次の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いできません。

☐ 記名被保険者が個人の場合は、次のいずれかの方のうちご契約の運転者年齢条件を満たさない方

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 上記①～③の方の業務に従事中の使用人
- ⑤ ご契約のお車の所有者が法人である場合で、記名被保険者が当該法人の役員となっているときには、当該法人の業務に従事中の使用人

☐ 記名被保険者が法人の場合は、ご契約の運転者年齢条件を満たさない方

■運転者限定

運転者限定特約を付帯している場合、限定運転者以外の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いできません。

保険料のお支払いについて

保険料につきましては、以下のようなお支払い方法があります。

【保険料一括払特約または保険料分割払特約によりお支払いいただく場合】

口座振替払	分割払	ご契約期間の初日の属する月の翌月の払込期日（金融機関所定の振替日※ ¹ が払込期日となります。）を第1回保険料払込期日とし、以降毎月の払込期日に、合計12回保険料を口座振替によりお支払いいただく方法です。 保険料は一括払に比べて5%増となっています。
	一括払	ご契約期間の初日の属する月の翌月の払込期日（金融機関所定の振替日※ ¹ が払込期日となります。）を保険料払込期日とし、一括して保険料を口座振替によりお支払いいただく方法です。
払込票払	一括払	ご契約後、ご契約者に送付する払込票※ ² を、ゆうちょ銀行、当社所定のコンビニエンスストア、またはPay-easy（ペイジー）利用可能な銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫などにお持ちいただき保険料をお支払いいただく方法です。 なお、払込期日はご契約期間の初日の属する月の翌月末となります。

※¹ 原則26日となります。ただし、26日が休日などにあたる場合や金融機関によって振替日が異なる場合があります。

※² 払込票は保険証券とは別にお届けします。

（注）団体扱契約、集団扱契約などは、上記と保険料のお支払い方法が異なります。詳細は取扱代理店または当社にお問い合わせください。

上記のほか、ご契約者名義のクレジットカードによって、ご契約時に保険料をお支払いいただくクレジットカード払などがあります。

口座振替のお手続き方法やご使用いただけるカードの種類など詳細については、取扱代理店または当社にお問い合わせください。



ご契約時にご注意いただきたいこと



1.ご契約時にお申し出いただく内容

ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合、保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

① 総付保台数

お客さまが所有し、かつ、使用する自動車の総付保台数[※]により、ノンフリート契約またはフリート契約として取り扱い、保険料やご契約条件が異なります。ご契約時には正確な総付保台数をお知らせください。

※「総付保台数」とは、ご契約者が自らを記名被保険者として契約する保険期間1年以上のご契約のお車の合計台数をいいます。総付保台数には、当社でのご契約に加え、当社以外（共済を除きます。）でのご契約も含まれます。

② 記名被保険者

ご契約のお車を主に使用される方を記名被保険者としてください。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。

③ お車の用途車種・型式

ご契約のお車の用途車種・型式により、保険料が異なります。お車の用途車種・型式については、自動車検査証などでご確認ください。

④ お車の初度登録年月

ご契約のお車の初度登録年月をご確認ください。

新車割引

ご契約のお車が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車で、ご契約期間の初日の属する年月が自動車検査証などに記載の初度登録年月から25か月以内の場合、「新車割引」として保険料を割り引きます。

（注）登録番号標のない構内専用自動車などについては、この割引は適用できません。

⑤ お車の安全装置などの有無

ご契約のお車の安全装置などの有無をご確認ください。一定の条件を満たす安全装置などがある場合は、保険料を割り引きます。

⑥ 危険物積載の有無

ご契約のお車に危険物を積載することがある場合や、危険物を積載したお車をけん引することがある場合は、取扱代理店または当社にお知らせください。

積載する危険物や積載量により、保険料が割増となることがあります。

⑦ 前契約の有無・事故の有無

ご契約期間の初日から過去13か月以内に自動車保険（当社以外の保険会社・共済を含みます。）を締結している場合やそのご契約期間中に事故があった場合は、取扱代理店または当社にお知らせください。ノンフリート等級や保険料が変更となる場合があります。

2. 運転者年齢条件の設定

次の条件をすべて満たすご契約に運転者年齢条件特約を付帯いただけます。

- ・ノンフリート契約であること
- ・ご契約のお車が次のいずれかの用途車種であること
 - 自家用普通乗用車
 - 自家用小型乗用車
 - 自家用軽四輪乗用車
 - 二輪自動車
 - 原動機付自転車

次のいずれかの方の中で、ご契約のお車を運転する可能性のある最若年の方の年齢によって下表の①～④（ご契約のお車が原動機付自転車の場合は①または②）の契約方法よりお選びください。設定された年齢条件の年齢よりも若い方が運転された場合には保険金をお支払いできませんのでご注意ください。ただし、記名被保険者が個人のご契約の場合は、次のいずれにも該当しない方が運転中の事故に対しては、設定された年齢条件にかかわらず補償の対象となります。

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 上記(1)～(3)の方の業務に従事中の使用人
- (5) ご契約のお車の所有者が法人である場合で、記名被保険者が当該法人の役員となっているときには、当該法人の業務に従事中の使用人

○：補償されます ×：補償されません

契約方法 \ 運転される方の年齢	20歳以下	21～25歳	26～29歳	30歳以上
①全年齢担保	○	○	○	○
②21歳以上担保	×	○	○	○
③26歳以上担保	×	×	○	○
④30歳以上担保	×	×	×	○

子供特約を付帯する場合

次の条件をすべて満たすご契約に子供特約を付帯いただけます。

- ・ 運転者年齢条件特約が付帯されていること
- ・ 記名被保険者が個人であること
- ・ ご契約のお車が次のいずれかの用途車種であること
 - 自家用普通乗用車
 - 自家用小型乗用車
 - 自家用軽四輪乗用車

左表の①～④の契約方法よりお選びいただいた場合でも、次の契約方法のいずれかをお選びいただくことで、記名被保険者またはその配偶者の同居のお子さま（お子さまの配偶者を含みます。）に対しては、子供特約の年齢条件を適用します。お車を運転されるお子さまの年齢をご確認のうえお選びください。

子供特約の年齢条件	概 要
全年齢担保	運転者であるお子さまの年齢を問わず、保険金をお支払いします。
21歳以上担保	運転者が21歳以上のお子さまの場合にかぎり、保険金をお支払いします。
26歳以上担保	運転者が26歳以上のお子さまの場合にかぎり、保険金をお支払いします。

（注）お子さま自身がご契約のお車の所有者または主たる使用者であるご契約には、子供特約を付帯することができません。

3.運転者範囲の設定

次の条件をすべて満たすご契約に運転者限定特約を付帯いただけます。

- ・ ノンフリート契約であること
- ・ 記名被保険者が個人であること
- ・ ご契約のお車が次のいずれかの用途車種であること
 - 自家用普通乗用車
 - 自家用小型乗用車
 - 自家用軽四輪乗用車

次の契約方法のいずれかをお選びいただくことで、運転される方の範囲を限定することができます。

限定された運転者以外の方が運転中に事故を起こされた場合は保険金をお支払いできませんので、運転される方をご確認のうえお選びください。

契約方法	概 要
運転者家族限定	ご家族※以外の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いしません。
運転者「本人・配偶者」限定	記名被保険者またはその配偶者以外の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いしません。

※ 「ご家族」とは、記名被保険者、その配偶者、これらの方の同居のお子さまおよび親族、別居の未婚のお子さまをいいます。

4.その他適用できる割引など

ノンフリート多数割引

ご契約期間の初日において、ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者として3台以上のお車を1保険証券でご契約される場合には、「ノンフリート多数割引」としてご契約される台数に応じて保険料を割引きます。

- ・保険契約者
- ・保険契約者の配偶者
- ・保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- ・リース業者が保険契約者となる場合は当該リースカーの借主

ご契約台数	割引率
3 台以上 5 台以下	3 %
6 台以上	5 %

(注1) 総付保台数が10台以上の場合は、対象になりません。

(注2) 複数証券でご契約される場合でも、一定の条件を満たしたときにはこの割引が適用されます。

詳細は、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

長期優良割引

新たなご契約（新契約）と前契約がともに20等級を適用し、また次の条件をすべて満たすご契約の場合、「長期優良割引」として保険料を5%割引きます。

- ・次のいずれかの用途車種であること
 - 自家用普通乗用車
 - 自家用小型乗用車
 - 自家用軽四輪乗用車
 - 二輪自動車
- ・次のいずれかの契約方法であること
 - 運転者年齢条件（26歳以上担保）
 - 運転者年齢条件（30歳以上担保）
- ・過去1年間20等級であり、かつ、無事故※であること

※等級すえおき事故は無事故とみなします。

※等級プロテクト特約 [6-1](#)（175ページ）により等級すえおき事故として取り扱われる事故は無事故とみなしません。

複数所有新規割引（セカンドカー割引）

すでに11等級以上のご契約（他の自動車のご契約）があり、新たなご契約（新契約）が次の条件をすべて満たす場合、7（S）等級でご契約いただけます。ただし、ノンフリート契約にかぎります。

- ・新契約および他の自動車のご契約のお車が次の用途車種であること、または新契約および他の自動車のご契約のお車がともに二輪自動車であること
 - 自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）
 - 自家用貨物車（小型・軽四輪）
 - 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下・0.5トン超2トン以下）
 - 特種用途自動車（キャンピング車）
- ・他の自動車のご契約（損保ジャパン以外のご契約を含みます。）の等級が11～20等級であること
- ・新契約の記名被保険者および車両所有者が個人であり、かつ、それぞれ次のいずれかに該当すること

新契約の記名被保険者
・他の自動車のご契約の記名被保険者 ・他の自動車のご契約の記名被保険者の配偶者 ・他の自動車のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
新契約の車両所有者
・他の自動車のご契約の車両所有者 ・他の自動車のご契約の記名被保険者 ・他の自動車のご契約の記名被保険者の配偶者 ・他の自動車のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

中断特則

有効期間内の中断証明書（損保ジャパン以外の保険会社が発行したものを含みます。）をお持ちで、一定の条件を満たす場合、中断証明書記載の等級でご契約いただけますので、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

5.保険料の主な決定要素

自動車保険の保険料は前記の割引や補償条件の他に、主に以下の要素により決定されます。

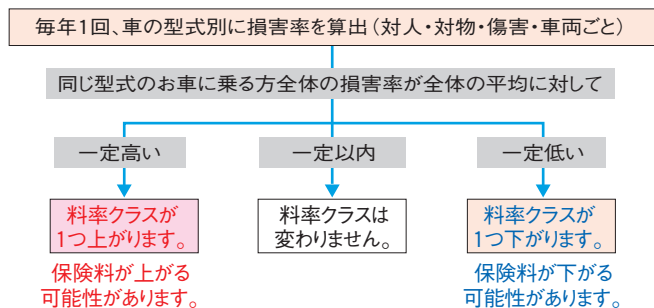
① 等級

過去の保険事故歴に応じてお客さまごとに等級が設定され、それにより保険料が割引または割増されます。詳細は47ページをご確認ください。

フリート契約の場合、自動車保険をご契約の「所有・使用自動車」の台数および契約全体での損害率によってご契約者ごとの割引・割増が年1回決定されるようになります。

② 料率クラス

自家用乗用車（普通・小型）の保険料体系は、対人賠償・対物賠償・傷害（搭乗者傷害・人身傷害）・車両の補償内容ごとの「型式別料率クラス制度（1～9クラス）」により細分化され、お車の型式ごとの事故の損害率を反映するものとなっています。この料率クラスは、過去の損害率より毎年1回見直しを行っているため、お客さまご自身が事故を起こされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、保険料が前年より高くなる場合があります。



③ 保険料の料率改定

全国の自動車保険の収支状況により、保険料の見直しを行うことがあります。お客さまご自身が事故をおこされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、保険料が前年と異なる場合があります。



6. 団体扱・集団扱

団体扱特約・集団扱特約は、ご契約者・記名被保険者・車両所有者がそれぞれ下表に該当する場合のみ付帯できます。

なお、ご契約後に下表に該当しなくなった場合は、ただちに取扱代理店または当社にご連絡ください。

		ご加入条件※1 (団体扱・集団扱の対象となる方)	ご注意 団体扱・集団扱の対象とならない方の例
ご契約者 右記に該当する方ご本人のみが対象となります。(ご家族などは対象外)	団体扱	団体(企業等)に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方(ご本人)※2 など	・団体から給与の支払いを受けていない方(ご家族、他団体からの出向者、派遣の方など) ・団体に勤務していない方(ご家族、取引業者、下請業者など) ・団体に引き続き雇用される期間が1年未満の方(アルバイト・臨時雇の方など) ・【団体の制度で退職者が対象となっていない場合】団体を退職された方※2 など
	集団扱	次のいずれかに該当する方 ・集団の構成員(役員・従業員を含みます。) ・集団を構成する集団の構成員(役員・従業員を含みます。) ・集団	・左記の集団扱の対象となる方の「ご家族」 ・集団の構成員でない方(取引業者など)
記名被保険者 車両所有者 ご家族などの場合、ご契約者との属性にご注意ください。		次のいずれかに該当する方 ・ご契約者ご本人 ・ご契約者の配偶者 ・ご契約者またはその配偶者の同居の親族 ・ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	・別居の結婚しているお子さま ・別居の扶養していないご父母 ・別居の就職しているお子さま など

※1 ご加入条件の詳細については、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

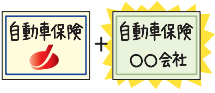
※2 団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方なども対象となる場合があります。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1.ご契約内容の変更

ご契約後に、次のような事実が発生した場合はただちに取扱代理店または当社にご通知ください。

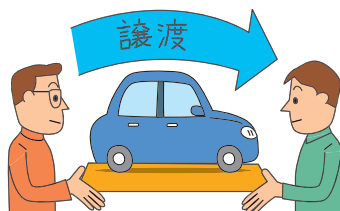
ご通知がない場合、保険金がお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、ご通知の内容によっては、保険料が変更になることがありますのであらかじめご了承ください。

ご通知が必要な場合		
 ①用途車種、登録番号（車両番号）の変更	 ②競技・曲技・試験等への使用や、これらを目的とした場所での使用	 ③危険物の積載やそれらを積載した車のけん引
 ④他の保険契約（共済契約を含みます。）の締結	 ⑤お車の改造、付属品の装着・取り外しでお車の価格が変わる場合	 ⑥ご契約者の住所変更
 ⑦前契約の解除	 その他、保険証券・契約申込書記載事項の変更	

2.お車の譲渡

保険期間の途中で、ご契約のお車を譲渡された場合、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は譲受人には移りません。

保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡される場合は、ただちに取扱代理店または当社にご通知のうえ、手続きをおとりください。手続きをおとりになるまでの間に生じた損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。



3.お車の入替

ご契約のお車と同一範囲の用途・車種（96ページ＜別表Ⅱ＞）のお車を新たに取得した場合には、ただちに取扱代理店または当社にお申し出ください。

新たに取得したお車で生じた事故を補償するには、次のいずれかの手続きが必要です。

①取得したお車に新たな保険をご契約いただく

②ご契約のお車との車両入替手続きにより、ご契約を有効に存続させる

この手続きをされるまでの間に、新たなお車で生じた事故は補償されませんのでご注意ください。

（注）ご契約のお車を廃車・譲渡またはリース業者へ返還した場合や、上記②の手続きによって無保険となったお車に対しても保険の手当てが必要な場合には、別途入替の手続きを行うことができる場合があります。詳しくは取扱代理店または当社にお問い合わせください。



もしも、入替の申し出を忘れてしまったら…

【自動車の入替における自動担保】

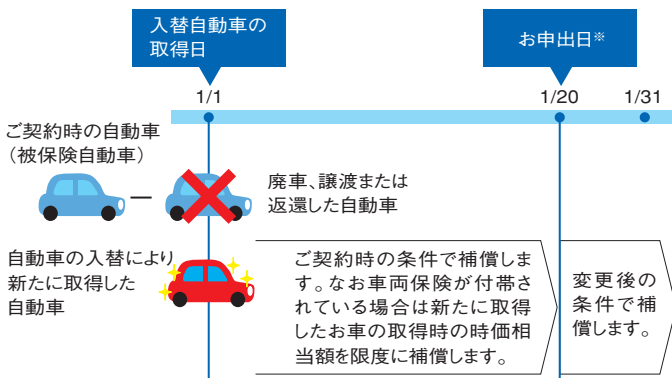
（被保険自動車の入替自動担保特約 **9-1**（268ページ） **自動セット**）

ご契約のお車と同一範囲の用途・車種（96ページ＜別表Ⅱ＞）のお車を新たに取得した日（取得日といいます。）の翌日から30日以内に、ご契約のお車との入替手続きを行った場合には、取得日からお申出日までの間も、新たに取得したお車をご契約のお車とみなして補償します。

（注1）ご契約のお車が廃車・譲渡またはリース業者へ返還される場合にかぎります。

（注2）記名被保険者が法人であるフリート契約は対象になりません。

＜例＞1月1日に新たにお車を取得したが、お申し出が1月20日となった場合



※自動車の入替について当社が通知を受けた日

（注）自動担保されるのは新たに取得したお車の取得日以降となります。取得日が客観的資料により確認できない場合は、自動車検査証などに所有者の氏名が記載された日以降となります。

4.ご契約の解約

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または当社にお申し出ください。当社の定めるところにより計算した保険料を追加請求または返還します。



解約後でも保険料が 口座から引き落とされることがあります

お支払いいただくべき保険料の未払込分がある場合、解約日以降に保険料をお引き落としします。なお、この保険料がお引き落としできない場合には、解約日または解約日以前に遡及して契約を解除する場合があります。この場合、ご契約のノンフリート等級が次の契約へ継承できなくなりますので、ご注意ください。

〈例〉1月1日始期の契約を5月20日に解約された場合

保険契約の解約日は5月20日ですが、口座振替の停止月を解約日以降に設定した場合、解約日以降の口座振替日に保険料が引き落とされます。



5.保険金支払い後の保険金額

保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。

6.ご契約者が死亡された場合

ご契約者が死亡された場合は、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務がご契約者の死亡時の法定相続人に移転します。

7.保険金または損害賠償額の代理請求

被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち一定の条件を満たす方が、代理人として保険金または損害賠償額を請求できる場合があります。詳細は当社または取扱代理店にお問い合わせください。

8.ノンフリート等級別料率制度

ノンフリートのご契約では、1等級から20等級までの等級区分により保険料が割増・割引される等級別料率制度を適用しています。

【初めてご契約される場合】

①初めてご契約される場合は、6 (S) 等級からのスタートとなります。

年齢条件	全年齢	21歳以上	26歳以上	30歳以上	年齢条件対象外の車種
割増 (%)	30%	10%	0%		

②11等級以上のご契約がある方が、2台目以降のお車を新たにご契約される場合で、用途車種など一定の条件を満たす場合にかぎり、「複数所有新規割引」として7 (S) 等級からのスタートになります。

年齢条件	全年齢	21歳以上	26歳以上	30歳以上	年齢条件対象外の車種
割増引 (%)	10%割増	10%割引	30%割引		

(注) 運転者の年齢条件により、上表の割増引となります。ただし、子供特約を付帯されている場合は、運転者の年齢条件ではなく、子供特約の年齢条件により割増引が決定します。

【継続でご契約される場合】

翌年度のご契約は、1年間無事故の場合、1等級上がり、最高20等級が適用されます。事故を起こされた場合、事故件数1件につき3等級下がります。ただし、自動車の運行に関係のない事故の場合などは「ノーカウント事故」や「等級すえおき事故」として取り扱うことがあります。なお、記名被保険者が変更となった場合でも、同居の親族間などの一定の範囲内である場合は等級を継承することがあります。

(注1) 原則、前契約の満期日または解約日の翌日から7日以内に新たな保険を契約しない場合は7等級以上の等級は引き継ぐことができませんのでご注意ください。

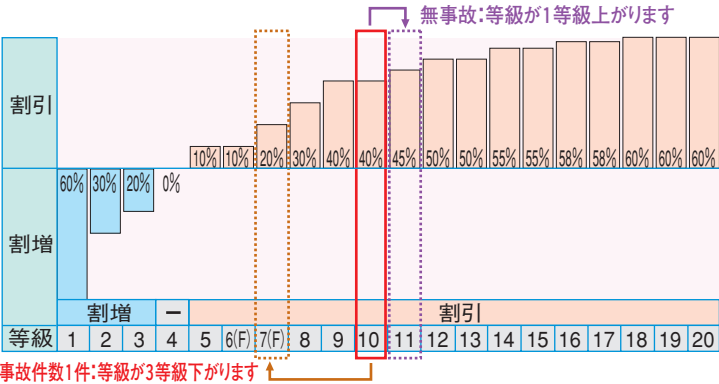
(注2) 前契約 (当社契約にかぎり) が1年未満の短期契約であっても、前々契約と通算して1年間無事故で満期を迎えられた場合など一定の条件を満たす場合は次契約の等級が1等級上がります。

(注3) 満期日の翌日から180日以内にご契約のお申し出をいただいたときには一定の条件を満たしている場合にかぎり、満期時にご継続されたときと同様に等級を定めることができます。ただし新たな契約 (新契約) の初日はお申出日以降となりますので、お申出日までに生じた事故は補償されません。

(注4) 前契約が解除された場合には7等級以上の等級は継承できません。なお、ご契約締結後に前契約が解除された場合も同様とします。(この場合、等級の訂正により差額保険料をいただくこととなりますのでご注意ください。)

(注5) 当社から他の保険会社などに移行した場合における事故件数の数え方は、他の保険会社などの規定によります。

〈例〉ご継続前のご契約の等級が10等級の場合

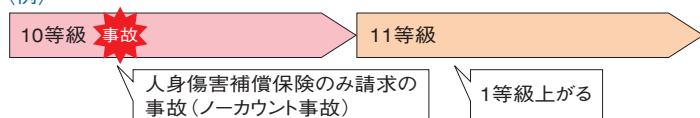


(注) 等級別料率制度において、下記の事故についてはその取扱いが異なりますのでご注意ください。

①ノーカウント事故

次の事故、またはこれらの組み合わせの事故の場合は、次回契約時の等級適用の際に事故が無かったものとして取り扱います。(現在のご契約の等級から1等級上がります。)

〈例〉



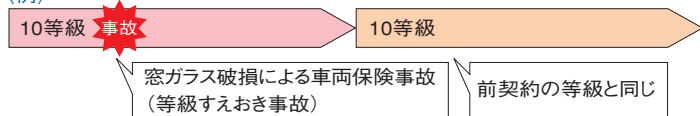
- 搭乗者傷害保険 ●人身傷害補償保険 ●無保険車傷害特約
- 事故時代車費用特約 ●事故・故障代車費用保険(特約) ●宿泊・移動費用特約
- 事故・故障付随費用保険(特約) ●業務用付随費用特約
- 事故代車費用担保特約(実損) ●盗難代車特約
- 人身犯罪被害事故特約 ●人身家族おもいやり特約 ●搭傷事業主費用保険特約
- 安全運転教育費用特約 ●ファミリーバイク特約(人身・自損)
- 傷害保険特約 ●ゴルフ特約 ●弁護士費用特約 ●個人賠償責任特約
- 生活用動産担保特約 ●疾病保険特約 ●がん保険特約
- 家族携行品損害担保特約 ●搭乗中の犯罪被害傷害特約
- 平成14年7月1日以降の対人賠償保険の臨時費用保険金のみのお支払い・事故付随費用担保特約

(注) 車両無過失事故に関する特約により、無事故として取り扱う事故は、ノーカウント事故として取り扱います。

②等級すえおき事故

次の(1)かつ(2)に該当する場合は、次回契約時の等級適用の際に等級が下らず、すえおきとなります。(現在のご契約の等級と同じ等級になります。)

〈例〉



(1) 下記の保険金のみまたはその組み合わせの保険金をお支払いする事故であること

- 車両保険 ●リースカーの車両費用保険特約 ●車両積載動産特約
- 身の回り品特約 ●事業用動産特約 ●盗難対策費用特約
- 個人情報対策費用特約 ●積載中の売上金盗難特約

(2) 事故発生原因が下記のいずれかに該当する事故であること

- 火災または爆発(他物との衝突・接触・転覆・墜落により生じた事故を除きます。)
- 盗難 ●騒じょう、または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 台風、たつ巻、こう水または高潮
- 落書・いたづら等の被保険自動車に対する直接の人為的行為(平成20年3月以前始期契約は、落書および平成16年1月1日以降のいたづらにかぎります。)
- 窓ガラスの破損(平成14年6月30日以前の他物との衝突・接触・転覆・墜落により生じた事故を除きます。)
- 飛来中または落下中の他物との衝突
- 上記の他平成14年7月1日以降の偶然な事故によって生じた損害(他物との衝突・接触・転覆・墜落により生じた事故を含めません。)

(注1) 「等級プロテクト事故」※は、等級すえおき事故として取り扱います。

(注2) 「等級すえおき事故」と「ノーカウント事故」の組み合わせの事故は、等級すえおき事故として取り扱います。

※等級プロテクト特約 [6-1](#) (175ページ) により、等級がすえおかれる事故をいいます。

9.安心更新サポート

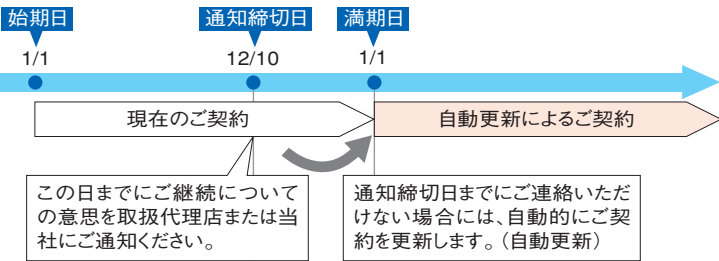
安心更新サポート特約 9-2 (269ページ) は、一部のご契約※を除き自動的に付帯されます。この特約では、万が一お客さまとご連絡がとれない場合も、一定期日（以下、通知締切日といいます。）までに当社またはお客さまからお申し出がないかぎり、前年と同条件でご契約を更新いたします。更新を希望されない場合には、通知締切日までに必ず取扱代理店または当社にご連絡ください。

※フリート契約、記名被保険者が法人のご契約、ご契約のお車が自家用8車種以外のご契約 など

通知締切日は、下表のとおりご契約の満期日より異なります。

保険契約の満期日	通知締切日
毎月1日～15日	満期日前月の10日
毎月16日～末日	満期日前月の25日

〈例〉1月1日始期のご契約の場合



10.ご契約を中断される場合（「中断特則」について）

ご契約のお車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、災害または記名被保険者の海外渡航などにもない、一時的にご契約を中断された場合、ご請求により「中断証明書」を発行することができます。これにより、後日、新たなご契約が一定の条件を満たしているときは中断前のご契約の等級を適用することができます。詳しくは、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

（注）原則、ご契約の中断日（ご契約の解約日または満期日）から13か月以内に取扱代理店または当社にご請求いただかない場合には、「中断証明書」を発行することができませんので、ご注意ください。
なお、ご契約が解除された場合は「中断証明書」を発行することができません。

11.保険料不払い時の取扱い

保険料払込期日※1の翌月末までに保険料（分割払の場合は分割保険料）のお支払いがない場合は、払込期日の翌日（初回保険料の場合はご契約期間の初日）以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

ただし、保険料のお支払いがなかったことについてご契約者の故意や重大な過失※2がなかったと当社が認めた場合には、払込猶予期間を払込期日の翌月末から翌々月の25日まで延長します。

※1「払込期日」については「保険料のお支払いについて」（37ページ）をご確認ください。

※2「重大な過失」とは当該ご契約において、過去にも残高不足によって口座振替の再請求に対して引き落としができなかったことがある場合などをいいます。

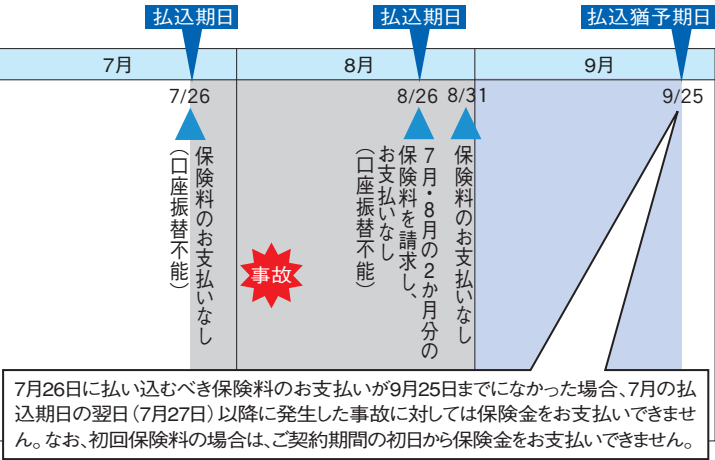
【保険料の払込猶予期間】

「重大な過失」なしの場合	「重大な過失」ありの場合
払込期日の翌々月25日	払込期日の翌月末

なお、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、払込期日（初回保険料の場合には保険始期日、第2回目以降の分割保険料の場合には、その保険料を払い込むべき払込期日またはこのご契約期間の末日のいずれか早い日）から保険契約を解除することがあります。

また、2回連続して分割保険料をお支払いいただけない場合には、2回目の不払いとなった払込期日またはご契約期間の末日のいずれか早い日から保険契約を解除することがあります。

〈例〉 払込猶予と保険契約の関係（分割払契約で「重大な過失」なしの場合）



（注）団体扱契約、集団扱契約などは上記と取扱いが異なります。詳細は取扱代理店または当社にお問い合わせください。

詳細は、保険料のお支払いに関わる特約（220ページ以降）をご確認ください。